

# 千葉県議会事務局入札参加資格等審査会設置要綱

## (設置)

第1条 本市は、議会事務局の所管に係る修繕及び業務委託（以下「業務委託等」という。）に関し必要な審査を行うため、千葉県議会事務局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を議会事務局内に置く。

## (所掌事務)

第2条 審査会は、1件当たりの設計金額（予定価格をいう。ただし、単価契約及び契約期間が複数年度にわたる契約においては、契約期間中の執行予定額の総額とする。）が1,000万円以上の業務委託等（以下「対象案件」という。）に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関する事
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関する事
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関する事
- (4) 企画競争により行う理由及び参加資格要件の設定に関する事
- (5) 前4号に掲げるもののほか、対象案件に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次の各号の規定に該当する場合には審査しない。

- (1) 施行決定を省略する場合（「千葉県決裁規程の運用について（依命通達）」等で省略するものとされている事項に該当する場合）
- (2) 議会事務局業務委託希望型指名競争入札実施要領第5条第2項により指名競争入札を行う場合
- (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約に切替える場合

## (組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

## (職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、議会事務局次長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、所管課長は所管する対象案件の審査に参加することができない。

4 委員長は、急施を要し、又は会議を開催することができないときは、委員に書面回議してこれに代えることができる。

5 委員長は、審査に必要なときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、議会事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。

別表（千葉市議会事務局入札参加資格等審査会委員名簿）

委員長	議会事務局長
委員	議会事務局次長
	総務課長
	議事課長
	調査課長